

# 帯広市耐震改修促進計画

平成20年2月

帯 広 市

## 【 目 次 】

<b>第1章 計画策定の背景と目的</b>	<b>1</b>
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
<b>第2章 帯広市の概況</b>	<b>2</b>
1. 位置	2
2. 地勢	2
3. 人口	3
<b>第3章 帯広市で想定される地震による被害状況</b>	<b>4</b>
1. 帯広市における地震発生の概要	4
2. 帯広市における地震の想定	6
3. 地震の揺れについて	9
4. 建物被害の想定	10
<b>第4章 住宅・建築物の耐震化の目標</b>	<b>11</b>
1. 住宅・建築物の耐震化の状況	11
2. 住宅・建築物の耐震化目標と実施戸数の考え方	12
3. 市有建築物の耐震化	13
<b>第5章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針</b>	<b>15</b>
1. 住宅・建築物の耐震化の現状と課題	15
2. 耐震化促進に向けた各主体の役割	15
3. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の方向	16
<b>第6章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策</b>	<b>17</b>
1. 安心して耐震化を進められる環境の整備	17
2. 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及	20
3. 地震時における住宅・建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	21
4. 耐震化促進を優先する建築物	22
<b>第7章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について</b>	<b>23</b>
1. 耐震改修促進法に基づく指導等	23
2. 建築基準法に基づく勧告等	24
3. 所管行政庁との連携	24
<b>第8章 計画の推進に関する事項</b>	<b>25</b>
1. 北海道及び関係団体との連携について	25
2. 帯広市の計画推進体制について	25

# 第1章 計画策定の背景と目的

## 1. 計画策定の背景と目的

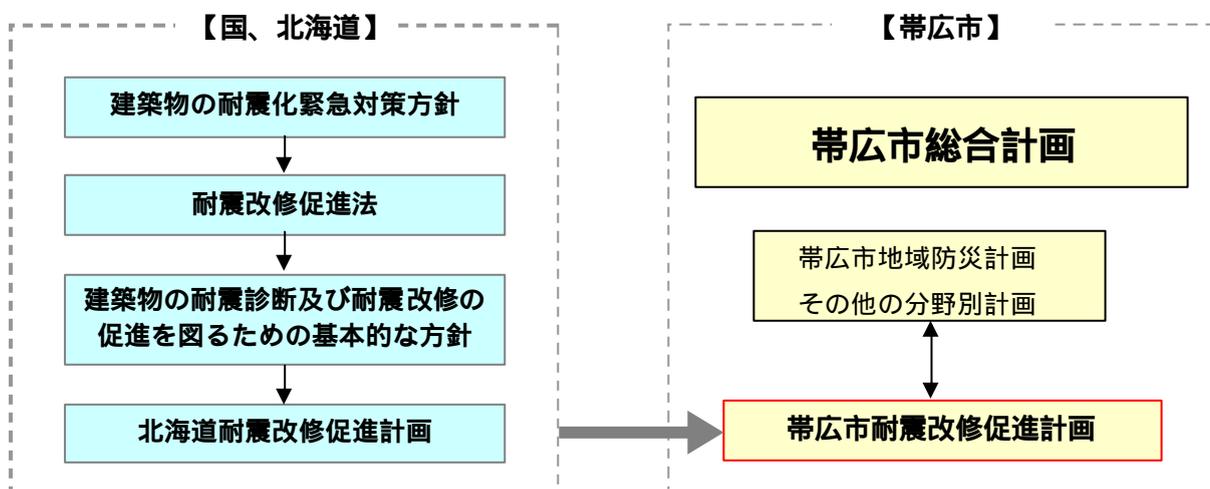
平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。しかし近年、大規模地震が頻発し、どこで地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まっています。これを受けて、平成18年1月に「耐震改修促進法」の改正法が施行され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化が位置づけられました。

帯広市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）では、地震による建築物の倒壊被害から市民の生命及び財産に対する被害を未然に防止するため、市内に存在する住宅、特定建築物並びに公共建築物のうち、耐震化の状況、耐震化の目標、耐震化を進めるにあたっての施策等についてとりまとめるものです。また、耐震化を進めるにあたっては、市民向けに地区レベルでの建物被害等を示した地震防災マップを公表し、住宅・建築物の耐震化促進のための啓発をおこない、耐震性の向上を図ることを目的とします。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「耐震改修促進法」のほか「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」や「北海道耐震改修促進計画」を受けて策定します。

本計画の策定にあたっては、上位計画、関連計画、その他の分野別計画との整合性を図ります。



## 3. 計画期間

計画期間は、国の基本方針（平成18年1月 国土交通省告示第184号）及び北海道耐震改修促進計画との整合を図り、平成20年から平成27年までの8年間とします。

なお、社会情勢が大きく変化するなど本計画の見直しの必要性が高まった場合、適宜見直すこととします。

## 第2章 帯広市の概況

### 1. 位置

帯広市は、十勝平野のほぼ中心部に位置し、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村及び更別村、北は十勝川を境に音更町に接しています。

	面積 (km <sup>2</sup> )	構成比対全国
帯広市	618.94	0.16%
十勝	10,827.79	2.87%
北海道	83,455.73	22.08%
全国	377,914.78	—

平成17年10月現在(北海道庁発表)

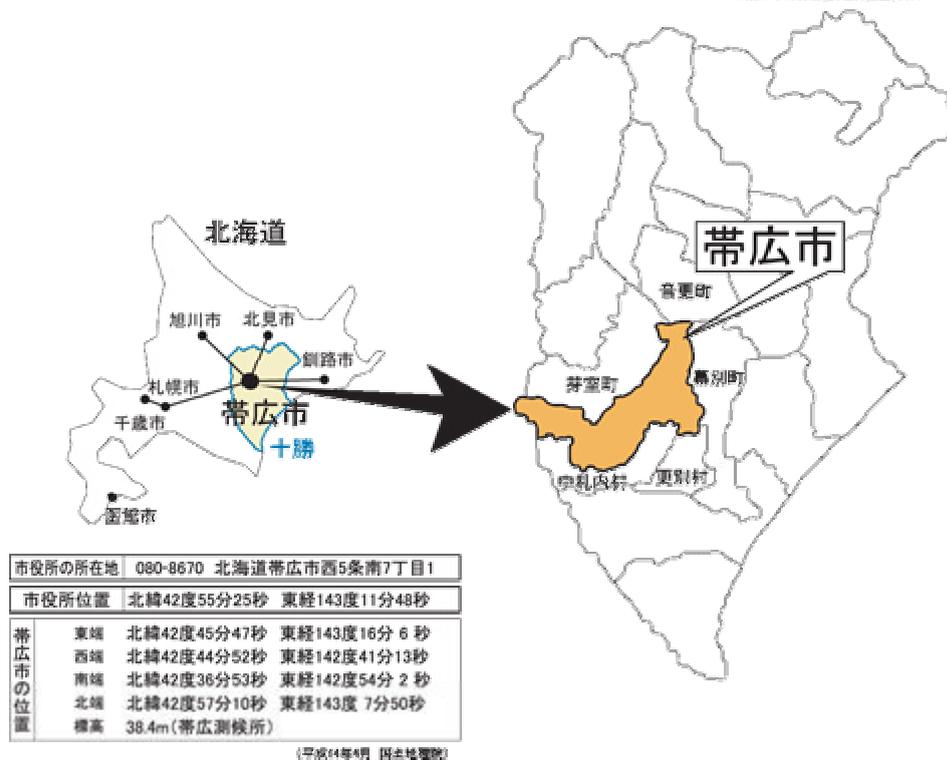


図1 帯広市の位置

[出典：帯広市 HP]

### 2. 地勢

帯広市が中央に位置する十勝平野は、西は日高山脈、北は大雪山火山群・十勝平野火山群、東は白糠丘陵に囲まれ、南は豊頃丘陵を経て、太平洋に臨んでいます。

地質構造的には、関東平野に類似する構造盆地をなすといわれ、造盆運動による数度の沈降と上昇を繰り返し、帯広市付近に河川が集中するという特異な河川形態をとる一大構造盆地を形成しています。

平野の大部分は、東部の洪積台地である豊頃丘陵地、北部の然別火山群の裾に広がる隆起扇状地、西部の日高山脈を背にし、北は新得から南は広尾に連なる広大な複合扇状地と河岸段丘からなる台地で、表層は樽前山、十勝岳、恵庭岳及び支笏火山等から噴出した火山灰で覆われています。

市域の約60%は平坦で、他は日高山系の山岳地帯となっています。

### 3 . 人口

帯広市の人口及び世帯数の推移はつぎに示すとおりです。

表 1 帯広市の人口

年	世帯数	人口(人)			人口密度 (km <sup>2</sup> )
		総数	男	女	
昭和 35 年	23,312	100,915	52,050	48,865	163.3
40 年	31,267	117,253	58,909	58,344	189.7
45 年	37,944	131,568	64,999	66,569	229.4
50 年	44,227	141,774	69,542	72,232	229.4
55 年	51,451	153,861	75,628	78,233	249.0
60 年	56,027	162,932	79,721	83,211	263.7
平成 2 年	60,431	167,384	81,027	86,537	270.4
7 年	66,687	171,715	83,079	88,636	277.4
12 年	70,894	173,030	83,705	89,325	279.6
17 年	73,629	170,580	81,906	88,674	275.6

[ 出典：国勢調査 ]

## 第3章 帯広市で想定される地震による被害状況

### 1. 帯広市における地震発生の概要

帯広市周辺では、昭和27年及び昭和37年の十勝沖地震、昭和45年の日高山脈南部地震、昭和62年の日高山脈北部地震、平成5年の釧路沖地震、さらに、平成15年の十勝沖地震と大きな被害を及ぼした地震が発生しています。

帯広市周辺の主な地震発生による被害状況をつぎに示します。

表2 帯広市周辺の主な地震災害発生記録

発生年月日	震 央	規模 (M)	被 害 状 況
大正2年2月20日 (1913年)	浦河沖	6.9	帯広で小さな地割れ。
大正4年3月18日 (1915年)	十勝沖	7.0	帯広で死者2名。
大正15年9月5日 (1926年)	十勝沖	6.8	樺太から北海道全域にかけて強い地震。帯広、広尾、清水で強震。 (帯広で多少の被害。)
大正15年10月19日 (1926年)	浦河沖	6.2	北海道南半分及び東北地方の太平洋岸で有感。苫小牧、広尾、清水で強震、帯広で震度3。
昭和7年11月26日 (1932年)	日高支庁 中部	7.0	帯広震度4。 (各地に大きな被害。)
昭和13年5月29日 (1938年)	釧路支庁 北部	6.1	「屈斜路湖地震」 有感区域は十勝、釧路、根室。
昭和27年3月4日 (1952年)	十勝沖	8.2	「十勝沖地震」 震源地は襟裳岬沖70km。 (十勝管内で罹災戸数9,507戸、罹災者数53,911人、死者5人、重軽傷者数363人。全壊戸数1,684戸、半壊戸数3,141戸。)
昭和33年11月7日 (1958年)	択捉島 付近	8.1	釧路強震、帯広、根室、浦河、札幌で中震。
昭和37年4月23日 (1962年)	十勝沖	7.0	帯広、広尾で震度5。
昭和43年5月16日 (1968年)	三陸 はるか沖	7.9	「1968年十勝沖地震」 震源地襟裳岬南150km。北海道から東北地方にかけて有感。帯広で震度4。

発生年月日	震 央	規模 (M)	被 害 状 況
昭和 44 年 8 月 12 日 (1969 年)	北海道 東方沖	7.8	「根室沖地震」 (釧路管内被害、鉄橋に亀裂、前傾など 18 箇所。)
昭和 45 年 1 月 21 日 (1970 年)	日高山脈 南部	6.7	北海道から東北地方にかけて有感。帯広、広 尾、本別で震度 5。
昭和 57 年 3 月 21 日 (1982 年)	浦河沖	7.1	北海道全域で強い地震。浦河で震度 6。帯広 で震度 4。
昭和 62 年 1 月 14 日 (1987 年)	日高山脈 北部	7.0	北海道全域に強い地震。釧路で震度 5、帯広、 根室、広尾で震度 4。
平成 5 年 1 月 15 日 (1993 年)	釧路沖	7.8	「釧路沖地震」 北海道から東北地方にかけて有感。釧路震度 6、帯広、浦河、八戸で震度 5。 (帯広で火災 2 箇所、重傷 6 人、軽傷 280 人、住家壁の亀裂多数。)
平成 5 年 7 月 12 日 (1993 年)	北海道 南西沖	7.8	「北海道南西沖地震」 北海道から東北地方にかけて有感。江差震度 5、帯広で震度 3。 (道南から東北・北陸・中国・山陰の日本海 沿岸に津波観測。)
平成 6 年 10 月 4 日 (1994 年)	北海道 東方沖	8.1	「北海道東方沖地震」 東日本のほぼ全域で有感。太平洋及びオホー ツク沿岸で津波を観測。釧路、厚岸震度 6、 広尾、浦河震度 5、帯広、網走、苫小牧、音 別で震度 4。
平成 6 年 12 月 28 日 (1994 年)	三陸 はるか沖	7.5	「三陸はるか沖地震」 東日本のほぼ全域で有感。八戸震度 6、青森、 盛岡震度 5、帯広、浦河、函館、苫小牧で震 度 4。 (太平洋及びオホーツク海沿岸で津波観測。)
平成 11 年 5 月 13 日 (1999 年)	釧路支庁 中南部	6.1	北海道、東北、関東など広い範囲で有感。帯 広、釧路、足寄、清水、本別、広尾、弟子屈、 音別で震度 4。
平成 15 年 9 月 26 日 (2003 年)	襟裳岬 南東	8.0	「十勝沖地震」 北海道から関東甲信越地方の広い範囲で有 感。幕別、豊頃、釧路町、厚岸、新冠、静内、 浦河で震度 6 弱、帯広、釧路、足寄、本別、 広尾、別海で震度 5 強。

## 2 . 帯広市における地震の想定

帯広市において想定される地震としては、北海道から提供を受けたデータを活用して、北海道地域防災計画や中央防災会議及び地震調査研究推進本部の各想定地震から、帯広市に被害をもたらす危険性の高い地震を選択し、加えて、全国どこでも起こりうる直下の地震の3つの地震を想定します。

### (1) 北海道、中央防災会議の想定地震

北海道地域防災計画地震防災計画編（平成14年3月）（以下「北海道地域防災計画」という。）及び中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」（平成18年1月）（以下「中央防災会議の専門調査会」という。）において、地震の想定がなされています。

北海道地域防災計画では、太平洋側2つ、日本海側3つ、内陸1つの計6つの地震を想定しています。また、中央防災会議の専門調査会では、平成18年1月に日本海溝・千島海溝周辺で大規模地震の発生が予想され、北海道に大きな被害を及ぼすと考えられる地震として、根室沖・釧路沖、十勝沖・釧路沖、の2つの地震を想定しています。

これら8つの地震のなかから、帯広市における地震活動で建築物に大きな影響を及ぼす地震として、十勝沖・釧路沖（マグニチュード 8.2）の地震を想定します。



マグニチュードは震源地での地震そのもの大きさをあらわし、一般的に規模が大きく震源地に近いほど揺れが大きくなります。

図2 北海道、中央防災会議の想定地震の位置

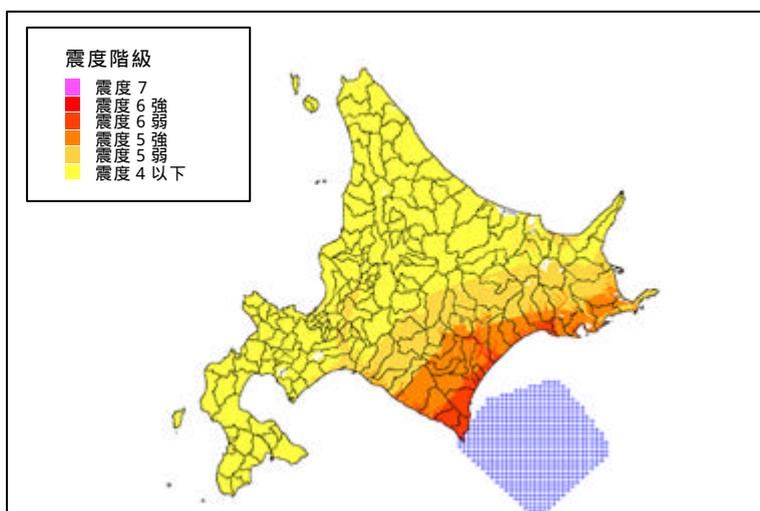


図3 十勝沖・釧路沖の地震による震度分布



### (3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

北海道では、他の都府県と比べ明治以前の歴史資料や地震による液状化の痕跡などの資料が少なく、他の都府県ほど詳しく過去からの地震活動の特徴を把握できていない状況にあります。このことから、道内のどの地域においても大規模な地震が発生する可能性があります。

中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない地震を想定し、その地震規模の上限をつぎのような考えで想定しています。

過去の事例から、マグニチュード 6.5 以下の地震ではほとんど活断層が地表で認められていなく、マグニチュード 6.8 の地震の場合では活断層が地表で認められるものと認められないものがあること。

防災上の観点から、全ての地域で何時地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要であること。

これらのことから、マグニチュード 6.9 の震源として、全ての場所の直下で起こりうる想定しています。

帯広市においても、全国どこでも起こりうる直下の地震の規模を、マグニチュード 6.9 による地震として想定します。

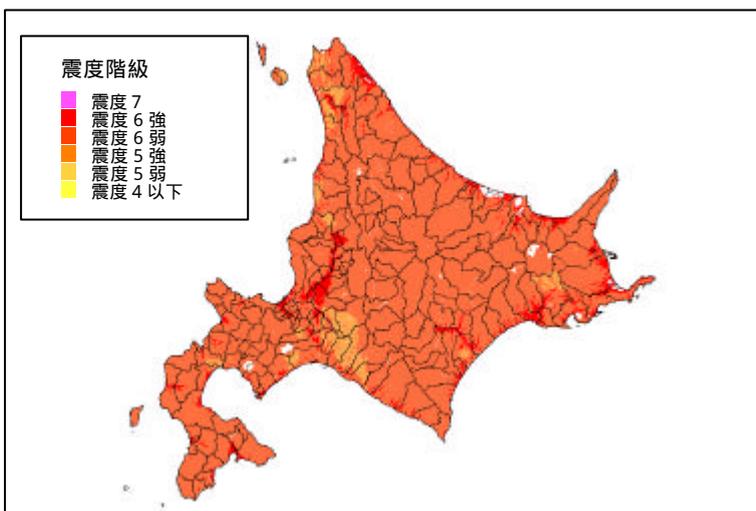


図 6 全国どこでも起こりうる直下の地震による震度分布

### 3. 地震の揺れについて

地震の揺れの算定については、多くの手法が提案されています。本計画では地震の規模や震源からの距離、表層地盤の性状によって揺れの大きさが変わる経験的な手法によるものとします。

地震の揺れは、震源断層からの距離に応じて減衰し、表層地盤が軟らかければ増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向にあります。これらのことを、帯広市において想定する3つの地震から算定した震度分布に、地区ごとに重ね合わせ、最大震度を抽出し揺れやすさマップに示します。あらかじめ市民に対して地域の最大震度がわかる揺れやすさマップの情報を提供することによって、市民の防災意識を高めることに有効となります。

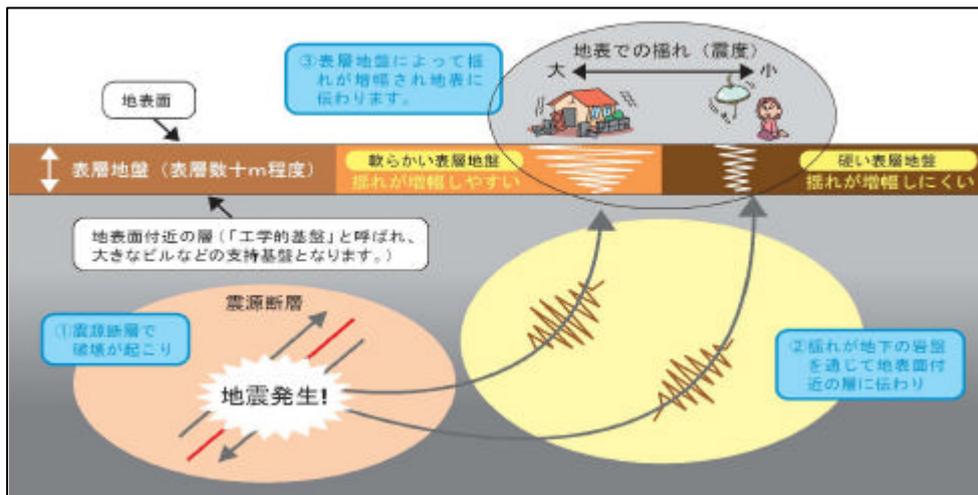


図7 地震の揺れの伝わり方のイメージ

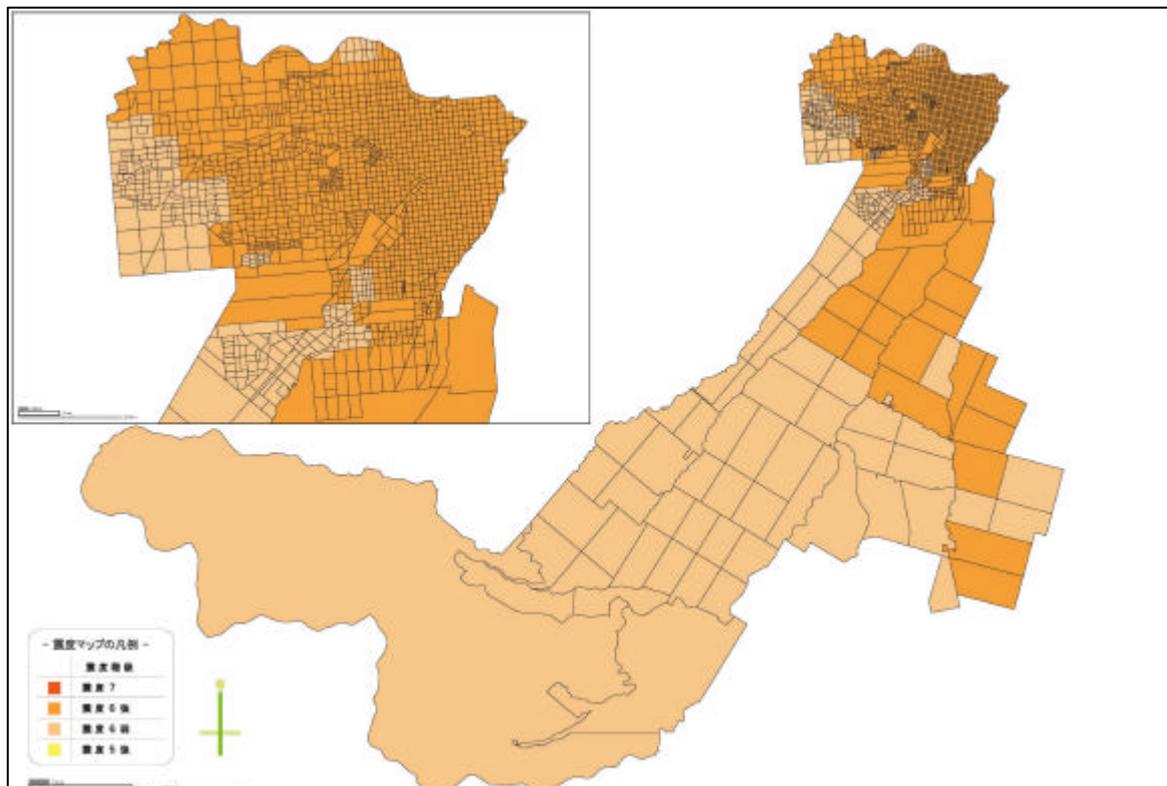


図8 揺れやすさマップ

揺れやすさマップは、想定地震を設定し、地区単位ごとにまとめた地盤情報などをもとにして計算された、地震の揺れの大きさの震度分布をあらわすものです。また、このマップは活断層の地震と全国どこでも起こりうる直下の地震で最大震度となり、一般的に震源が近いほど揺れが大きくなります。

## 4 . 建物被害の想定

建築被害の想定にあたっては、帯広市において想定する3つの地震のなかで、その地区の最大の震度分布をもとに、建物の全壊率を用いて構造別・建築年次別に算定します。全壊率の算出には、内閣府で示した過去の地震における揺れの大きさと被害率の関係による経験的な手法を用いることとします。

このように、帯広市において想定される地震の建物被害は図9に示すような被害状況になります。なお、この建物被害は地震の揺れによる被害を示したもので、火災や液状化などに起因する被害は含まれていません。

また、建物被害想定マップを市民に示すことにより、自らの居住地をマップで明確に認識し、地震時の危険性を身近に感じることによって、市民の防災意識を高めることに有効となります。

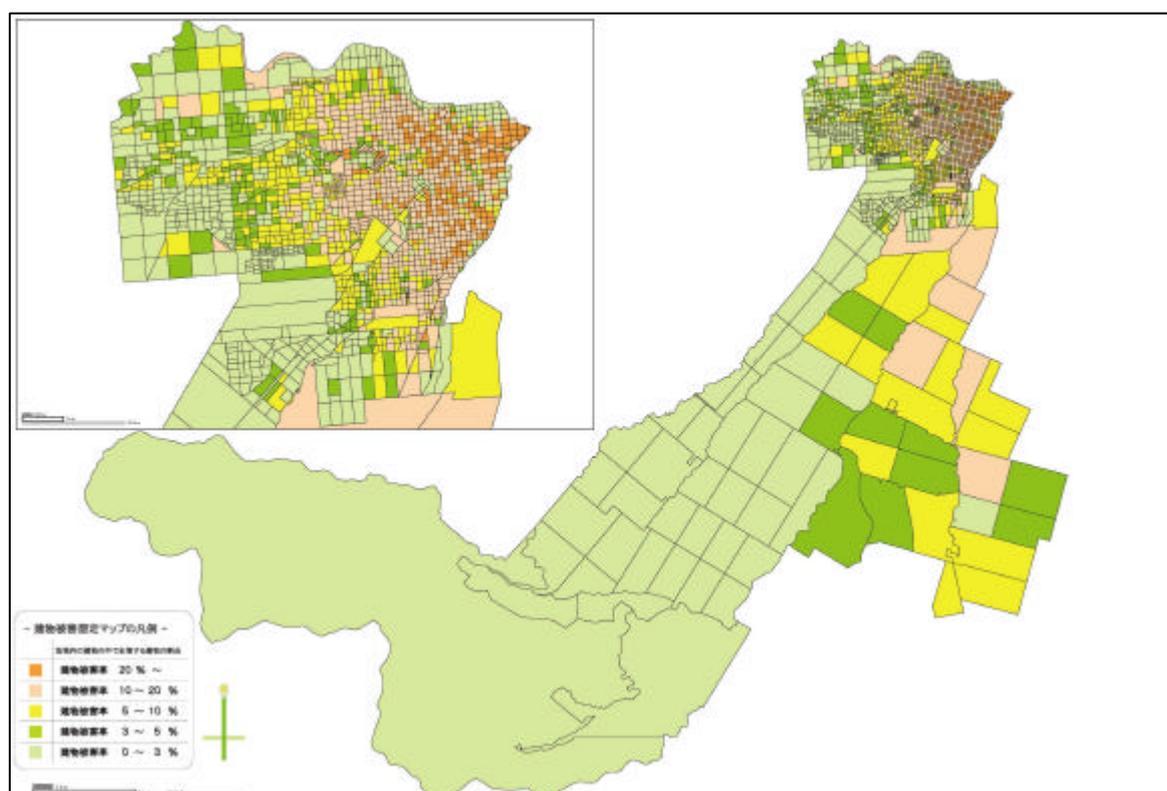


図9 建物被害想定マップ

このマップは平成19年1月の建物のデータをもとに作成しています。

建物被害想定マップは、揺れやすさマップで示された強さ（震度）の揺れとなった場合に、その地区単位ごとの全体で建物被害がどの程度生じるかの評価をあらわしています。また、昭和56年以前に建築された建物が多い地区は、一般的に建物被害率の数値が大きくなります。

## 第4章 住宅・建築物の耐震化の目標

### 1. 住宅・建築物の耐震化の状況

平成15年の住宅・土地統計調査に基づき、帯広市内の住宅については、総数約78,400戸のうち約65,100戸（約83%）の住宅が、昭和56年に改正された建築基準法に基づく新耐震基準に適合する耐震性を有していると推計されます。このうち平成11年～15年の5年間で約900戸が耐震改修をおこなったと推計されます。

また、耐震改修促進法第6条第1号に掲げる（表10参照）一定規模以上の学校、病院、社会福祉施設、店舗など（以下「多数の市民が利用する建築物」という。）については、620棟のうち457棟（73.7%）の建築物が、耐震性を有しているものと推計されます。

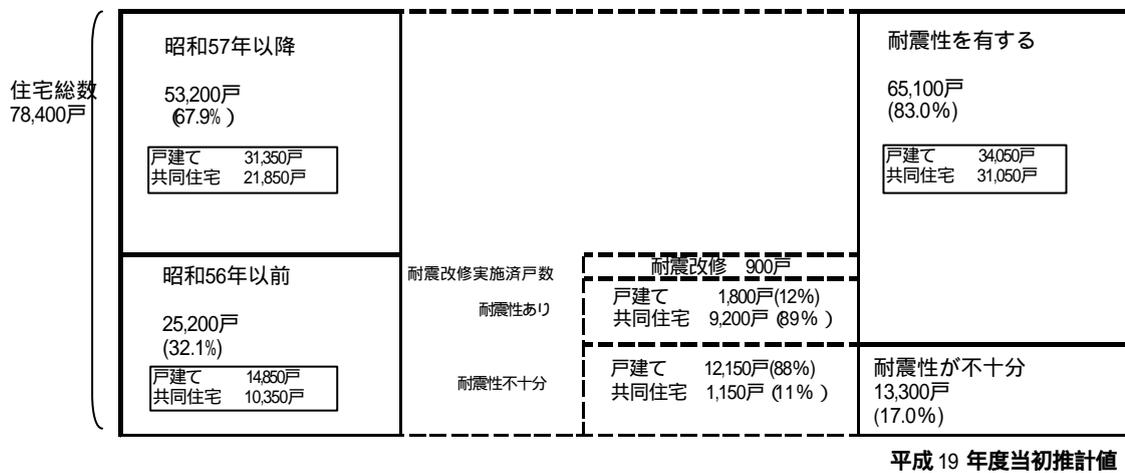


図10 住宅の耐震化の現状推計

昭和56年以前に建設された住宅のうち、一定程度は耐震性を有していると考えられることから、北海道では、昭和56年以前の総数で住宅12%、共同住宅89%は耐震性を有していると推計しています。

表5 住宅の耐震化の現状推計

区分	総数	S57年以降の建築	S56年以前の建築		耐震性を有する住宅計	耐震化率
			耐震性を有する	耐震性が不十分		
戸建て	46,200	31,350	14,850	2,700	12,150	73.7%
共同住宅等	32,200	21,850	10,350	9,200	1,150	96.4%
合計	78,400	53,200	25,200	11,900	13,300	83.0%

表6 多数の市民が利用する建築物（特定建築物）の耐震化の現状推計

区分	総数	S57年以降の建築	S56年以前の建築		耐震性を有する建築物計	耐震化率
			耐震性を有する	耐震性が不十分		
市内全数	620	434	186	23	163	73.7%

耐震診断をおこなった結果により、耐震性を有する建築物と判断される場合もあります。

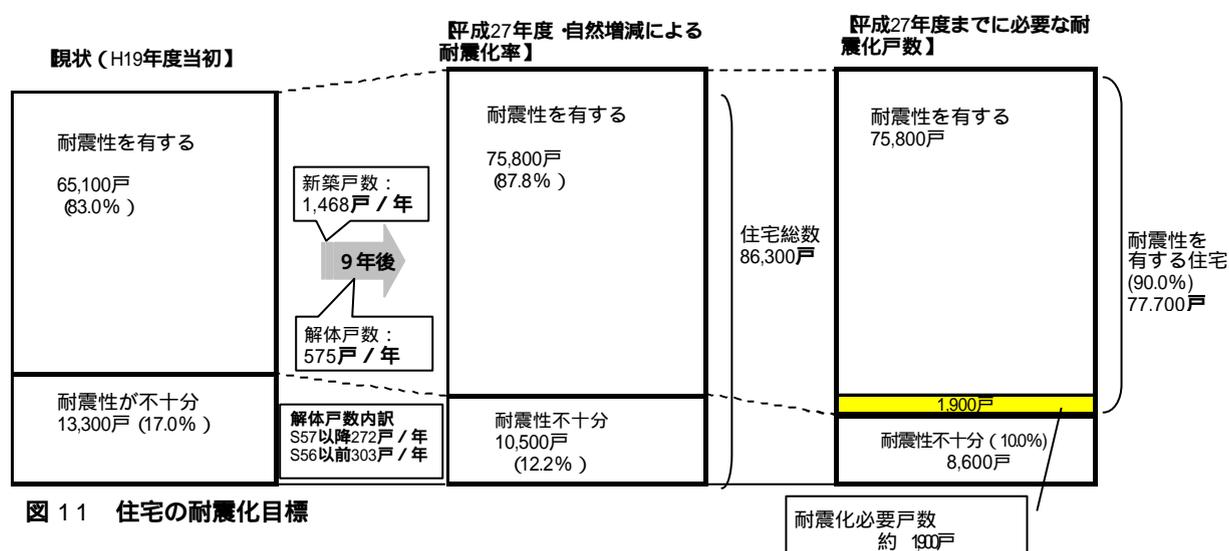
（市有建築物含む）

## 2. 住宅・建築物の耐震化目標と実施戸数の考え方

国の基本方針では、東海及び東南海・南海地震等の人的・経済被害額を被害想定から半減させるという目標のもと、住宅及び多数の方が利用する建築物の耐震化率を、平成27年までに90%とする数値目標を示しています。

帯広市においても、この考え方をふまえ前述した想定地震による建築物被害を半減させるため、住宅及び多数の市民が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに90%にすることを目標とします。

平成27年までに耐震化率を90%とするためには、住宅総数約86,300戸に対して耐震性を有する住宅戸数を約77,700戸にする必要があり、新築や解体を加減して耐震改修が必要な戸数は約1,900戸となります。また、多数の市民が利用する建築物は総数約690棟に対して耐震性を有する棟数は約620棟にする必要があり、住宅と同様に耐震改修が必要な棟数は約60棟となり、耐震改修及び建て替え促進を図る必要があります。



年間1,468戸新築され、S56年以前の住宅が303戸、S56年以後で272戸解体されると仮定し、平成19年～平成27年までの9年間分を増減しています。

表7 住宅の耐震化の推計（平成27年）

区分	総数	H27年耐震化率	耐震性を有する住宅		耐震性が不十分な住宅
			自然増減による	耐震改修促進による	
住宅数	86,300	90.0%	75,800	1,900	8,600

表8 多数の市民が利用する建築物（特定建築物）の耐震化の推計（平成27年）

区分	総数	H27年耐震化率	耐震性を有する建築物		耐震性が不十分な建築物
			自然増減による	耐震改修促進による	
市内全数	690	90.0%	560	60	70

平成27年の総数は、北海道に準じて平成19年の総数に1.11を乗じて推計しました。

（市有建築物含む）

### 3 . 市有建築物の耐震化

災害時に、学校や体育館などは避難場所等として活用され、市役所庁舎では被害情報収集や災害対策の検討が行われるなど、多くの公共建築物が震後応急活動の拠点として活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保のほか、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物について耐震化に努める必要があります。

公共建築物のうち、昭和 56 年以前に建設された旧耐震基準のもので、耐震性の確認がされていない建築物は計画的に耐震診断をおこなう必要があります。耐震性能については、施設の利用者への注意喚起や安心感の付与の観点から、耐震性能に関する公表に努める必要があります。なお、公表の対象とする公共建築物（以下「特定公共建築物」という。）は、耐震改修促進法第 6 条第 1 号に掲げる建築物とします（表 10 参照）。

帯広市の特定公共建築物の耐震性は、建築基準法による耐震基準が改正された昭和 57 年以降に建設した建築物と、昭和 56 年以前に建設された建築物に対する耐震診断の実施により全ての耐震性の有無を確認しています。

また、昭和 57 年以降に建設された建築物及び昭和 56 年以前に建設された建築物に対する耐震診断の結果、耐震性が確認された棟数並びに耐震改修の実施棟数の全体に占める割合（実数耐震化率）は約 76% となっています。用途別では市営住宅が 100% と進んでいますが、学校などの一部では耐震改修が進んでいない状況にあります。

表 9 [特定公共建築物用途別内訳]

建築物の用途	総数	S57 年以降 建築	S56 年以前 建築	耐震診断実施建築物棟数			耐震性を 有する	耐震化 率(%)
				耐震診断 実施建築 棟数	うち 耐震性を 有する	うち 耐震性 不十分		
学校、保育所	55	25	30	30	1	29	26	47.3
社会福祉施設	2	2	0	0	0	0	2	100
市営住宅	66	44	22	22	22	0	66	100
庁舎・事務所	2	2	0	0	0	0	2	100
公民館・ スポーツセンター	5	4	1	1	0	1	4	80
図書館・博物館	1	1	0	0	0	0	1	100
その他	2	1	1	1	0	1	1	50
計	133	79	54	54	23	31	102	76.7

耐震診断の結果、耐震化の必要な建築物については、建て替え、耐震補強など、計画的に耐震化が図られるよう努めるものとします。

なお、特定公共建築物以外の建築物についても、施設の用途や規模等を勘案し、耐震診断の実施に努め必要に応じて耐震補強等の実施に努めます。

表 10 耐震改修促進法第 6 条第 1 号に規定する建築物（多数の市民が利用する建築物）

規 模	用 途
2 階以上 かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	1 幼稚園、保育所
2 階以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校 3 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 4 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
階数に関係なく 1,000 m <sup>2</sup> 以上	5 体育館（一般公共の用に供されるもの）
3 階以上 かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	6 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校など、これら以外の学校。 7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 8 病院、診療所 9 劇場、観覧場、映画館、演芸場 10 集会場、公会堂 11 展示場 12 卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 13 ホテル、旅館 14 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿 15 事務所 16 博物館、美術館、図書館 17 遊技場 18 公衆浴場 19 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 20 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 21 工場（危険物の貯蔵庫又は処理場の用途に供する建築物を除く） 22 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合の用に供するもの 23 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 24 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

---

## 第5章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた取り組み方針

---

### 1. 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

住宅・建築物の耐震化を推進するためには、それを阻害する要因を抽出・整理し、それに応じた適切な施策を講じる必要があります。

住宅・建築物の耐震化の現状から、つぎのような課題が考えられます。

- ・耐震性に疑問を抱いても「どうしていいかわからない」、「誰に聞いていいかわからない」といった所有者のニーズに対する相談、情報提供体制が必ずしも対応していない。
- ・耐震改修に要する費用負担が重いと感じられている。また、平成18年度から創設された耐震改修税制などの負担軽減措置についても周知が不十分である。
- ・住宅リフォームは模様替えや軽微な修繕が多く、断熱改修や耐震改修など性能向上を目的とするリフォームはあまり行われていない状況にある。
- ・住宅リフォーム市場は、少額工事が圧倒的多数を占めており、様々な業種や事業者が参入しているが、耐震診断・耐震改修に精通した信頼できる技術者、事業者が不足している。
- ・内閣府が平成19年に実施した「住宅の耐震化に関する特別世論調査」によると半数近くが住宅の耐震化を行わないと回答しており、切迫する地震への危険性の認識や耐震化への意識が低い状況にある。
- ・住宅・建築物の耐震化のほか、ブロック塀の転倒や窓ガラス等の落下、家具の転倒なども地震による人的被害の要因となっており、被害軽減に向けた必要な防止対策が求められている。

### 2. 耐震化促進に向けた各主体の役割

#### (1) 所有者の役割

住宅・建築物の耐震化は、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制など地域や地区レベルの問題から、都市機能の保持という都市レベルの問題にも影響します。一人ひとりの住宅・建築物の所有者が、都市を構成していることを念頭に置いて耐震化に努める必要があります。

特に、多数の市民が利用する建築物については、利用者の安全確保の観点からも、早急に対策を講じる必要があります。

#### (2) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性が人命や財産に大きく関わることを念頭に置き、住宅・建築物の所有者や地域社会との信頼関係の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストック形成のための情報発信や技術力向上に努めるものとします。

### (3) 帯広市の役割

- ア 帯広市は市民の安全・安心な生活環境を確保するため、相談体制の整備や情報提供など安心して耐震診断・耐震改修がおこなえる環境整備、地震による住宅・建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めます。
- イ 帯広市は北海道と連携して、北海道が先導及び支援する住宅・建築物の耐震化促進に向けた環境整備、普及啓発等の施策を共同で推進することに努めます。
- ウ 帯広市は、所有者として自ら管理する建築物の耐震化を計画的に取り組むことに努めます。

## 3. 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策の方向

帯広市は住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、住宅・建築物の所有者が自らの問題・地域の問題という意識のもと、地震防災対策に取り組んでいけるよう努めます。

施策の展開にあたっては、国や北海道の補助金や交付金等の活用を図り、つぎの2つを基本的な柱として、効果的・効率的に実施します。

安心して耐震化を進められる環境整備

住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

表 11 [耐震改修促進に係る国庫補助事業等の概要]

事業名	所管官庁 (道所管部課)	対象	概要	財源措置
住宅・建築物耐震改修等事業	国土交通省(建設部建築指導課)	住宅・建築物	住宅・建築物の耐震診断、耐震改修に係る費用を補助。耐震改修において地域要件、建築物要件等がある。	【計画策定・普及啓発費用】1/2 【耐震診断費用】1/2～1/3 【耐震改修費用】33%～7.6%
地域住宅交付金	国土交通省(建設部住宅課)	住宅	住宅の耐震診断、耐震改修等に係る費用を交付。地方の自主性・裁量性を尊重し、使いやすい制度である。	所要経費の9/20を上限

---

## 第6章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策

---

### 1. 安心して耐震化を進められる環境の整備

#### (1) 耐震診断・耐震改修等に係る相談体制の整備

帯広市は、北海道及び建築関係団体と相互に連携し、きめ細かな相談対応が図られるよう相談窓口を開設します。相談窓口では耐震診断・耐震改修の方法や支援制度の説明などを行います。

また、北海道がおこなう、関係団体等と連携した住宅相談員研修会への参加などにより、多様な相談にも対応できるよう努めます。

#### (2) 耐震診断・耐震改修等に係る情報提供の充実

相談窓口には建築物の耐震化の必要性、耐震改修の方法や支援制度の内容、日常における安全対策など記載した市民向けの地震防災関連のパンフレットを用意するとともに、帯広市ホームページや広報おびひろを活用し情報提供の充実に努めます。

また、耐震診断・耐震改修は専門知識が必要なため、北海道が開催している技術者講習会の活用により技術力の向上を図るとともに、受講した技術者へ「建築物の耐震診断及び耐震改修に係る技術者名簿」に登録するように働きかけます。

#### (3) 耐震診断・耐震改修促進のための所有者への支援

住宅・建築物の耐震化は、所有者が責務として実施することが基本です。しかし、住宅については、市民生活の基盤としてストック数が多いこと、また、耐震化のための改修費用が経済的に負担となることが考えられ、耐震化の促進を図るため所有者への支援を検討します。

支援策としては、地域住宅交付金を活用した耐震診断に対する補助制度を検討します。また、地域住宅交付金と北海道の既存住宅耐震改修事業補助金交付制度を活用した耐震改修の補助制度や、耐震改修費用への融資制度を検討します。さらに、住宅のリフォームや増改築工事は、耐震改修を実施する好機であることから、耐震改修工事と併せておこなうリフォームなどに限り、融資の支援を検討します。

なお、耐震改修促進法で規定される特定建築物や住宅以外の用途の建築物の所有者に対しては耐震診断・耐震改修の普及・啓発をおこない、その支援についても引き続き検討をおこないます。

既存の建物を調査し、想定している地震に対する安全性を検討することをいいます。この診断の結果によりどのくらい、想定している地震に耐えられるかがわかります。
--

#### (4) 住宅売買時における耐震化の促進

宅地建物取引業者が住宅の売買時に説明を義務づけられている重要事項の項目は、宅地建物取引業法に規定されていますが、平成18年度から、中古住宅の売買等で、取引の対象となる建築物の耐震診断結果がある場合には、その内容を重要事項として説明することが追加されました。また、平成17年度の住宅関係税制改正で、耐震性を有する住宅について、住宅ローン減税等の税制特例における築後経過年数要件が撤廃されています。

このような状況から、住宅売買時における耐震化の促進を図るため、不動産関係団体等を通じ宅地建物取引業者に対し、既存住宅取得希望者が耐震性能や減税措置の有無などの適切な情報を得て契約ができるように、耐震性能に関わる情報を重要事項として積極的に説明するように求めることとします。また、住宅ローン減税の普及に努め、多くが耐震性能を有する良質な住宅市場の形成に努めることとします。

#### (5) 耐震改修促進税制の普及

耐震改修の促進を図るため平成18年度から国の税制改正がおこなわれ、耐震改修促進税制が創設されました。所得税減税は、帯広市が耐震改修補助をおこなうことが要件となり、住宅所有者は補助を受けると同時に控除を受けることができます。また、固定資産税に関しても一定の減額措置を受けることができ、これらの情報提供にも努めていきます。

帯広市が耐震改修に関する支援をおこなう場合は、所得税額の特別控除に必要な証明書を発行します。

#### (6) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

北海道耐震改修促進計画では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）を地震時に通行を確保すべき道路として指定しています（図13参照）。地震時に通行を確保すべき道路沿道の昭和56年以前に建設された旧耐震基準の建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さを有するものは地震による倒壊で道路を閉塞させ、避難を困難とさせるおそれがあることから、耐震改修促進法第6条第3号に規定する特定建築物として、耐震診断・耐震改修に向けて普及・啓発に努めます。

また、震災時に建築物の倒壊による道路閉塞の恐れを判断するため、位置指定道路などは指定道路図及び指定道路調書を作成し現況を把握することに努めます。

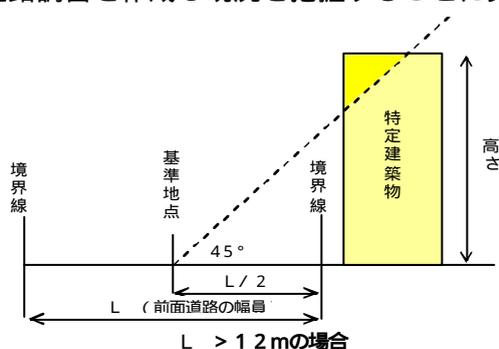


図12 特定建築物となる建築物の高さの考え方

Lは地震時に通行を確保すべき道路として指定された道路の幅員

建築物の高さが、前面道路までの水平距離と道路の幅員の1/2を加えた距離より高い場合は特定建築物になります。  
・幅員12mを超える場合（前面道路の幅員の1/2に相当する距離+前面道路までの水平距離）< 建築物の高さ（特定建築物）

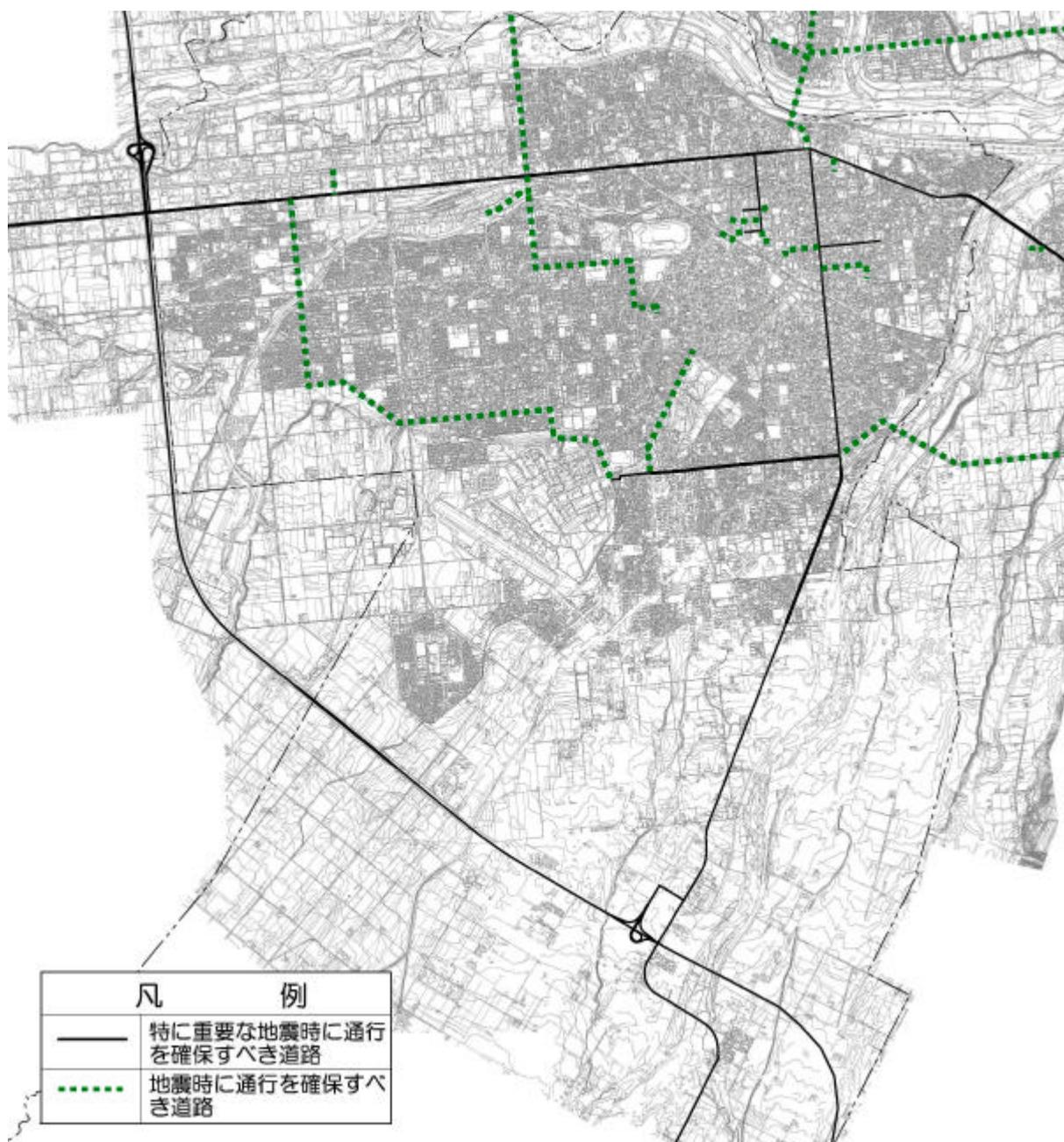


図 13 帯広市に係わる地震時に通行を確保すべき道路

北海道建築指導課ホームページ参照

## 2. 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発・知識の普及

### (1) 地震防災マップの作成・公表

市民の地震に対する心構えと防災意識の向上を図るためには、帯広市で想定している地震による地区ごとの揺れやすさの度合いや、建築物の倒壊する危険性を、わかりやすい地震防災マップとして提示する必要があります。このため想定地震による揺れやすさマップ及び建物被害想定マップを作成し帯広市ホームページ等で公表します。

### (2) 住宅・建築物の地震防災対策普及のためのパンフレットの作成・配布

地震防災マップの公表とあわせて、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果について普及啓発を図る必要があります。帯広市では、耐震改修支援センター（（財）日本建築防災協会）発行のパンフレットを活用するほか、耐震化促進支援に関する内容を記載した普及啓発用パンフレットなどを作成します。

これらの普及パンフレット等を、相談窓口や住宅関連イベント等で配布するなど建築関係団体等と連携して、周知に努めます。

### (3) 市民向けセミナー等の開催

帯広市は、北海道及び建築関係団体が開催するリフォームセミナー等を活用し、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の必要性、リフォームや増改築時の耐震改修の有効性についてなど、耐震化に向けた知識の普及に努めます。

### (4) 自治会・町内会等との連携

地震防災対策は、地域におけるきめ細かな取り組みが重要となります。自治会・町内会等は、地域で災害時の対応など重要な役割を担っており、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動をおこなうことが期待されます。今後、地域に根ざした専門家の育成、自主防災組織等の立ち上げ、NPO等との連携などの取り組み意識を醸成するよう努めます。

### 3 . 地震時における住宅・建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。帯広市は、住宅・建築物の耐震化と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を促進していきます。

#### 【地震被害の軽減に係わる既存建築物調査対象】

##### 窓ガラスの落下対策

###### ・調査対象

指定容積率が400%以上の区域で、昭和54年3月31日以前に着工した3階以上の建築物

###### ・調査、指導の方法

昭和60年4月17日付け建設省住防発第18号建築物防災対策室長通達の「落下物の実態調査及び改修指導実施要綱」及び「窓ガラス等の落下物の調査要領」等による調査・指導

##### 外壁の落下対策

###### ・調査対象

指定容積率が400%以上の区域で階数が3階以上、かつ竣工後概ね10年以上経過した建築物で、外壁タイル等の落下した場合、危害を与える恐れのある部分に傾斜した外壁を持つもの

###### ・調査・指導の方法

「外壁タイル張りの耐震診断と安全対策指針・同解説」（（財）日本建築防災協会発行）を参考とした調査・指導

##### 天井崩落対策

###### ・調査対象

体育館、屋内プール、劇場、ホール、ターミナル（空港など）、展示場等（500㎡以上の大規模空間を有するもの）のつり天井

###### ・調査、指導の方法

平成17年8月19日付け国住指第1337号国土交通省住宅局建築指導課長通知「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について」及び平成17年8月26日付け国住指第1427号国土交通省住宅局建築指導課長技術的助言により調査・指導

建築物は、主体構造と非構造部材に分けられ、非構造部材とは建築物の耐火性能を高め、雨風をしのいで主体構造を保護し、美観や室内の快適性を保つ役割をもつ外壁やガラス、天井材等の仕上材や設備等をさします。

#### 4 . 耐震化促進を優先する建築物

本計画では、耐震改修促進法第6条第1号に規定する（表10参照）震災時に救護拠点となる病院や災害時要援護者が利用する施設などの防災対策上重要施設、その他、多数の市民が利用する特定建築物、同法2項に規定する危険物を取り扱う特定建築物、同法3項に規定する地震時に通行を確保すべき道路に指定された沿道の特定建築物の民間建築物所有者などに対し耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発をおこないます。

---

## 第7章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等について

---

### 1. 耐震改修促進法に基づく指導等

これまで、耐震改修促進法における指導・助言の対象は学校、病院、店舗など多数の市民が利用する一定規模以上の建築物に対しておこなってきました。その後、平成17年の法改正により、危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物、道路を閉塞させる（多数の市民の円滑な避難を困難とするおそれがある）建築物が追加されました。

これらの建築物は、その所有者が適切に耐震診断をおこない、必要に応じて耐震改修をおこなうよう努めなければならないと規定されている「特定建築物」であり、必要な場合には耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言、指示をする必要性が高いものです。

また、所管行政庁（帯広市）（以下「所管行政庁」という。）は、耐震性能の向上について適切な措置を講じることができるよう、あらかじめ特定建築物台帳を整備し、特定建築物の耐震診断・耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認められるときは、所有者に対し自主的に適切な措置が講じられるよう、耐震診断・耐震改修について指導及び助言をおこないます。

指導及び助言は、耐震化促進リーフレットを送付するなどの啓発や、耐震化の実施に関する相談に応じる方法でおこないます。対象建築物は、特に病院など災害時に要援護者が利用する施設や不特定多数の市民が利用する施設、災害時の拠点施設など被災時の影響を勘案して優先的に選定します。

また、必要な耐震診断・耐震改修がおこなわれていないと認められるような場合で、指導に従わないものに対しては、指示をおこない、所有者が正当な理由なく指示に従わなかったときは、特定建築物の危険性や所有者の社会的責任などを十分に勘案して、市のホームページ上での公表の必要性を判断しながら耐震改修促進法に基づき対応していきます。

## 2 . 建築基準法に基づく勧告等

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令をおこなうことができます。

帯広市においても、建築物の損傷、腐食その他劣化等を勘案し、そのまま放置すれば大きな被害が想定される場合には、必要な勧告等をおこなうことにより、安全性の確保に努めていきます。

## 3 . 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、指導等をおこなうにあたり、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要があります。

帯広市は今後、北海道と連携しながら、全道建築防災・維持保全連絡会議等の場を通じ、所管行政庁間で協議をおこないながら勧告・是正命令等の書式整備、具体的な取組方針を定め、他の所管行政庁と連携を図って指導等を進めていきます。

---

## 第8章 計画の推進に関する事項

---

### 1．北海道及び関係団体との連携について

帯広市は、市町村及び建築関係団体で構成する「（仮称）全道建築物等地震対策推進協議会（以下「協議会」という。）」に参加し、本計画の着実な推進を図ります。

なお、協議会は、本計画に掲げた目標の進捗管理や施策に対する連携方策、市町村や建築関係団体等の取り組みの情報交換の場として定期的に開催される予定です。

### 2．帯広市の計画推進体制について

帯広市の今後の庁内体制として、関係部局による耐震改修促進会議を開催し、計画の推進に向けて所管する公共建築物及び民間建築物の耐震化について取り組んでいきます。